

## 令和5年度第2回臨時評議員会議事録

- 1 日時 令和5年11月30日（木）午後3時から午後4時20分まで
- 2 会場 文化会館たづくり9階研修室
- 3 評議員総数及び定足数 総数6名、定足数4名
- 4 出席評議員数 5名  
（本人出席）久保田哲司、山本良子、廣田公嗣、久保田巧、八角千里  
（理事者出席）理事長 荻本貞臣、副理事長 山口昌之、常務理事 宇津木光次郎、  
調整担当理事 土方和巳  
（議長）評議員 八角千里
- 5 内容
  - （1）審議事項
    - 第1号議案 議事録署名人の選出について
    - 第2号議案 国際交流事業の事業継承に伴う変更認定申請の承認について
    - 第3号議案 定款変更案の承認について
  - （2）報告事項
    - ア 国際交流事業の事業継承に向けた調布市の取組について
    - イ 財団基本計画の見直しについて
    - ウ 令和5年度事業進捗状況について
    - エ 令和5年度収支予算執行状況について
    - オ 令和6年度事業計画案について
    - カ 令和6年度収支予算案について
    - キ 令和5年度利用者懇談会開催結果について
    - ク 理事会の開催結果について
    - ケ ファンドレイジング進捗状況について
    - コ 規程等改正について
  - （3）その他
- 6 議事の経過及びその結果
  - （1）定足数の確認等

榊事務局長から理事長挨拶の後、事務局に定足数を確認した。事務局から出席評議員5名であり、評議員会運営規則第9条に基づき、定足数である過半数の出席者があることから、本評議員会は開催要件を満たしていることが報告された。続いて、配布資料の確認、議事進行の確認に続き、輪番制による議事録署名人が久保田巧評議員、久保田哲司評議員であることを報告した後、八角評議員が議長として開会を宣言した。

## (2) 審議

### 【審議事項】第1号議案 議事録署名人の選出について

#### <結果>

本件については、原案のとおり出席評議員全員一致で可決した。

#### <説明>

白勢企画課企画経営係長

議案の概要について説明します。先ほど冒頭で触れたとおり、事務局の提案として、定款第21条の規定による議事録署名人は、久保田巧評議員、久保田哲司評議員にお願いします。

### 【審議事項】第2号議案 国際交流事業の事業継承に伴う変更認定申請の承認について

議長より、「第2号議案は、報告事項アと関連する内容であるので、先に説明を行いたい」と提案があり、全会了承のもと、八角議長より報告を行った。

### 【報告事項ア】国際交流事業の事業継承に伴う調布市の取組について

#### <説明>

八角議長

調布市国際交流協会、いわゆる国際交流協会の組織体制の見直しに向けた検討状況について報告します。

国際交流協会における組織体制見直しの検討経過についてですが、調布市国際交流協会は平成6年11月に設立されましたが、いわゆる小規模な任意団体であるという組織体制上の課題を長く抱えており、平成23年から組織内において組織体制の在り方の検討がなされました。近年では、皆さん御存じのとおり、多文化共生のさらなる推進や外国人支援の充実など、協会に求められる役割の重要性が増す中

で、令和5年3月に、組織体制の課題の解決をできるだけ早期に図りたい、いわゆる他の団体との統合も視野に入れて組織体制の見直しを行いたいという要望書が国際交流協会理事長から調布市長宛てに提出されました。

これを受けて、市は重要なパートナーである文化・コミュニティ振興財団に対して、これまで培った文化芸術振興におけるノウハウや専門性を生かした取組のより一層の充実が図られるよう、調布市長名で財団理事長宛てに依頼文書を発出し、国際交流協会の組織体制の見直しに伴う業務の財団への移行について依頼したところ です。

この間、両団体とともに具体的な組織体制の見直しに向けて、財団への事業移管 についての検討協議を進めてきました。その検討状況は、これまでの間、両団体の 理事会とか運営委員会、臨時の会議などを設けて具体的な体制などの検討を進めて きた内容です。

具体的な検討内容は、現在の国際交流協会の業務を財団が引き継ぐことを基本 としながら、より広く市民へ向けた取組のさらなる充実や、文化芸術振興の取組と の連携を含めた事業展開を図ること。また、円滑かつ安定的な業務移管を行うため の具体的な体制についての検討調整が進められています。

この円滑かつ安定的な業務移管のための体制についての補足ですが、今年度になっ てからは、文化・コミュニティ振興財団の課長職の職員が文化生涯学習課に派遣 研修として来て、今現在、国際交流協会局長業務を引き継いでいます。

また、国際交流協会業務を円滑に継承するために、国際交流協会の職員、理事会、 運営委員会の方々に引き続き国際交流事業に関わるための具体的な体制についても 検討を進めています。

今後の予定です。年が明けてから、本日の議題とも連動しますが、東京都の公益 認定等審議会への申請の手続、あるいは財団の定款への国際交流の位置づけなどの 手続があります。3月になると、実際に任意団体である国際交流協会理事会におい て解散の決議を行っていただき、令和6年4月1日から財団による国際交流業務を 開始する流れで今後も取り組んでいきます。

これらの取組と連動して、たづくり条例の改正ということで、国際交流協会業務 の財団への移管を機に、市としても国際交流事業のさらなる充実を図る観点から、 たづくりの施設を市の施策に基づく国際交流、多文化共生に取り組む、推進する機

能を有する施設として位置づけるために、文化会館たづくり条例の一部改正をもって、そういう拠点として、今後とも市としても取り組んでいくことを考えていますので、また節目で皆様方にも状況を報告します。

**【審議事項】 第2号議案 国際交流事業の事業継承に伴う変更認定申請の承認について**

**<結果>**

本件については、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

**<説明>**

白勢企画課企画経営係長

初めに、公益変更認定の概要を説明します。公益法人が申請した内容の変更を行う場合、行政庁である東京都に対して変更の手続が必要になります。変更手続には、変更後に届け出る変更届出と、変更前に行政庁の認定を受ける変更認定の2種類があります。このたびの国際交流事業の検証に伴う公益目的事業の追加、定款の変更は変更認定に該当するため、東京都へ変更認定申請書を提出します。

このたびの変更点は3つあります。

1つ目は、公益目的事業1、文化芸術の振興に関する事業は、「芸術・文化」から「文化芸術」への用語変更と事業体系の変更です。

2つ目は、国際交流事業の事業継承に伴い、新たに公益目的事業2、調布市の国際交流の推進に関する事業を追加します。

3つ目は、施設運営に関する事業のうち、収益事業1は収益性がないため、その他事業3に変更します。

続いて、個別の事業の内容になります。

変更認定の審査に当たっては、事業の公益性が重要となります。公益目的事業1の文化芸術の振興に関する事業は、認定法の別表第2号「文化及び芸術の振興を目的とする事業」に該当します。公益目的事業2、国際交流の推進に関する事業は、認定法の別表第15号「国際相互理解の促進を目的とする事業」に該当します。これら2つの目的を達成するための事業が「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であるどうか、事実認定に当たってのチェックポイントに基づき、当財団事業の公益性を明示しています。

森財務担当係長

公益変更認定申請の会計部分について説明します。

初めに、公益変更認定の会計部分の概要を説明します。公益法人には、財務上満たす必要のある基準が3つあります。1つは収支相償の基準、2つ目は公益目的事業比率の基準、最後に遊休財産の基準です。

収支相償の基準とは、公益目的事業の会計区分における収益から費用を差し引いた計上損益がゼロまたはマイナスとなるようにしなければならないという基準です。公益法人は、公益目的事業において継続的に利益を出さないように求められています。

次に、公益目的事業比率の基準です。公益目的事業比率の基準とは、公益法人における公益目的事業に係る事業費が公益法人全体事業費のうち50%以上でなければならないという基準です。公益法人は法人の活動全体における公益目的事業活動の割合がその費用額を基準として50%であることが求められています。公益目的事業や収益等事業、法人会計の金額の算出については、当財団では事業ごとや従事者割合、館のフロア面積などで振り分けをしています。

最後に、遊休財産の基準とは、公益法人が事業年度末において保有する遊休財産額がその年度の公益目的事業における経常費用額を超えてはならないという基準です。公益法人は、1年度分の公益目的事業に使用する費用の額を超えた遊休財産を保有しないように求められています。

先ほど白勢からもありましたように、今回、公益認定変更の申請に当たり、当財団の公益目的事業については、国際交流の推進を追加し、施設運営に関する事業は収益事業からその他の事業に変更する申請を提出します。

東京都の審査では、会計上では変更した初年度の決算見込みである来年度の決算見込みが、先ほど説明した公益法人の財務3基準を満たしているかを見られます。事業承継に当たり、来年度、予算上の勘定科目には公益目的事業として国際交流事業費支出が増え、それに伴い、補助金収入が増えることとなります。

固定資産等財産の承継はありません。

申請に当たっては、東京都の公益認定変更の書式に数値を入力すると、基準に適合するかどうか判定されるようになっています。

収支相償についてです。剰余金の200万円の部分は、財団設立30周年記念事業積立資産のものです。剰余金がある場合は、剰余金を今後どのように費消するかを計画を記入します。

公益目的事業比率については、当財団の公益目的事業は79.5%となっており、基準を満たしています。

最後に、遊休財産については、財産の承継はないため、基準を満たしています。

#### 【審議事項】第3号議案 定款変更案の承認について

##### <結果>

本件については、原案のとおり出席理事全員一致で可決した。

##### <説明>

白勢企画課企画経営係長

変更点は2点です。1点目は、「芸術・文化」から「文化芸術」への表記変更です。2点目は、国際交流事業の事業継承に伴い、定款第3条（目的）に「国際交流の推進」を、第4条（事業）に「国際交流事業の企画及び実施」を追加します。

### (3) 報告

#### イ 【報告事項】財団基本計画の見直しについて

##### <説明>

大割企画課長

財団基本計画は、令和元年度から10年度までを計画期間とし、令和5年度は前期の最終年度に当たることから、後期の5年に向けて見直しの検討を行いました。

計画策定のポイントとして4点挙げています。1点目は調布市との連携、2点目は共生社会の充実、3点目は3施設連携の推進、4点目は事業の成果の活用です。

計画期間の前期である令和元年度から5年度までは、オリンピック・パラリンピック東京2020大会の機運醸成とレガシー継承に向けた取組を事業の中心に据えました。これら事業では、年齢、障害の有無、経済的状況にかかわらず、誰もが文化芸術に参加できる環境づくりを進めましたが、後期も同様に、共生社会の充実に向けて、多様なニーズに対応した事業を展開することを確認しました。

財団の基本理念、各施設のミッション・ビジョンに関する記載があります。

各事業の目標・成果指標、現状と課題、今後の方向性を記載していますので、お読み取りください。

事業運営と同様に、目標・指標、現状と課題、今後の方向性を記載しています。満足度の高い施設貸出しを引き続き行い、維持管理の面では、脱炭素社会を見据えた省エネに取り組めます。

また、令和3年度に調布市と締結した災害時協力協定に基づき、訓練を実施しながら、防災の取組を強化していくこととしています。

続いて人材育成について、前期の計画期間と同様に、総合的なアートマネジメント人材の育成を図っていく旨を記載しています。

収支計画について、財団の事業の大半は公益目的事業であるため、今後も引き続き指定管理料と補助金を主要な財源としながらも、収益事業や企業協賛金、寄附金、公募助成金の獲得などにより、自主財源の拡充に努めていきます。基本計画の見直しについては現在も検討を続けており、3月の理事会で審議の後、5月の評議員会で改めて説明します。

#### <質疑等要旨>

八角議長

今、後期の財団基本計画の見直しについて説明がありましたが、令和元年度からスタートした5年間は、先ほど説明の中にもあった東京2020大会、オリンピック・パラリンピック開催は、市としても世界的なスポーツ大会は大きなことであり、それに連動して文化芸術振興をこの間、財団にも取り組んでいただきました。

振り返ってみると、令和2年以降のコロナ禍において、事業を進めていく上で大変苦労がありました。一方で、事業を止めることなく、その時々状況に合わせて工夫して5年間取り組みました。改めて前期の5年間の振り返り総括的な内容と、

それを踏まえて今後の後期5年間、どんな展望を持っているかというのを少しお聞かせください。

大割企画課長

前期については、オリンピック・パラリンピック東京2020大会の機運醸成レガシー継承に向けた取組を事業の中心に据えました。具体的な事業としては、たづくりエントランスでの「アスリートワンダーウォール」、地域の廃材を再利用してアート作品を創る「クリエイティブリユースでアート!」、日本の伝統文化を発信する「調布能楽odyssey」などを実施しました。

令和2年には新型コロナウイルスが感染拡大したため、当初予定から事業内容や規模等を変更するなどしてきましたが、おおむね計画に沿ってこれらの事業を行いました。

これらの事業では共通して、地域の多様な主体と連携しながら共生社会の充実に向けて、年齢、障害の有無、経済的状況等にかかわらず、誰もが文化芸術に参加できる環境づくりを進め、また、次世代を担う芸術家、鑑賞者の育成を重視して取り組みました。これらが成果であると認識しています。

後期に向けては、共生社会の重要性を再確認し、誰もが文化芸術に参加できる環境づくりを進めるなど、同様の方向でさらに取組を推進していきます。

八角議長

市としても東京2020大会は、開催そのものは無観客でしたが、これを契機として様々な取組を進めてきました。大会が終わって一過性ではなくて、これをぜひともレガシーとして継承発展していく取組を進めていきますので、後期に向けても引き続きよろしくお願いします。

**ウ 【報告事項】 令和5年度事業進捗状況について**

**エ 【報告事項】 令和5年度収支予算執行状況について**

議長より、「報告事項ウ、エについて関連性があることから、一括して報告を受けたい」との提案があり、全会了承のもと、事務局より報告を行った。

<説明>

佐藤文化・コミュニティ事業課長



それでは、令和5年度上半期の事業進捗状況を報告します。

今年度は、10年間の財団基本計画の5年目、折り返しの年に当たり、計画の見直しを行いました。また、せんがわ劇場の指定管理期間5年間の最終年度であり、次期指定管理に向けた新しい計画を作成しました。

5月8日からは新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、貸し館や事業実施の上での制約や対応がほとんどなくなりました。

6月からは、キャンセル時の施設利用料の還付も従来どおりとなりました。

また、調布駅前広場整備事業により、7月から令和7年度末まで広場利用ができなくなり、事業によっては実施場所の変更が生じました。

続いて、各事業について報告します。

1 共催独自事業、(1) 芸術振興事項、ア 音楽祭事業です。

調布国際音楽祭は11回目を迎え、国籍や障害の有無、経済的事情などにかかわらず、音楽が様々な人々の心に響き、思いを共有することを目指した「One Melody for All」をテーマに実施しました。総来場者数1万2,750人、出演者数740人、市民ボランティア数72人と、いずれも過去最高となりました。

せんがわ劇場では、昨年好評だった作曲ワークショップの第2弾を実施しました。フェスティバルオーケストラの公募演奏者のうち特に優秀な方々には、布多天神社での無料コンサート、せんがわ劇場でのランチタイムコンサートなど出演していただき、有望な若手演奏者の活躍の場を広げました。毎年人気の深大寺での公演は2回に回数を増やして、観客のニーズに応えました。

ゲストに人気ピアニストを起用したスペシャルガラコンサートでは、ライブペインティングや手話を使って歌を表現する手歌など、視覚的にも音楽を楽しむことができ、聴覚に障害がある方にも来場いただきました。

運営面では、財団ホームページからクレジット決済ができる仕組みを整え、多くの企業から協賛、会場協力、楽器や飲み物の提供などの協力を受けて、音楽祭を支えてくださる方々の広がりを実感しました。

寄附金や文化庁の補助金を活用したジュニア招待では、昨年に続き、オーケストラ公演へ子どもたちを招待する取組を行いました。

続いて映像文化・メディア芸術事業になります。

映画のまち調布 シネマフェスティバルです。上半期は、日本映画人気投票のキャンペーンを行いました。5月は調布駅前広場で実施し7月からは駅前広場が工事で使用不可のため、イオンシネマシアタス調布の協力により、映画館に来場したお客さんに投票を呼びかけたほか、サッカー・F C東京の選手に出演していただき、投票を呼びかけるオリジナルメッセージ動画を上映するなど、新しい取組も行いました。その結果、過去2番目となる1万5,237票の投票をいただきました。

なお、来年1月26日からの調布シネマフェスティバル2024では、日本映画人気投票第1位の作品のほか、映画制作の5つの技術部門賞に選ばれた作品を中心に上映を予定しています。

次に、コミュニティ活性化事業、調布よさこいになります。

4年ぶりに旧甲州街道での流し踊りを実施したほか、調布駅前広場の代わりとして、調布市役所前庭とたづくり北側の道路を会場として延べ3万3,300人の来場がありました。

また、昨年引き続き、調布市と調布市福祉作業所等連絡会主催のパラアート展と同時開催しました。市内の福祉作業所で作成されたよさこいの旗やはっぴを演舞などで披露したほか、「目指せ1万人の総踊り」と題し、市民から集めた写真や動画を、よさこい総踊りの際にステージ後方のスクリーンに投影し、大変盛り上がりました。

今年の夏は大変猛暑でしたが、暑熱対策にも気を配り、幸いにも事故等なく実施することができました。

次に、文化ボランティアです。ちょうふアートサポーターズは発足から4年目で、登録者数は100人を超えました。今期は、調布国際音楽祭での活動が大きなものとなったほか、調布シネマフェスティバルをはじめとした幅広い事業で活躍しました。

続いて広報活動です。財団全体をアピールすることを心がけ、財団報の発行、ホームページ運営のほか、宣伝活動ではX（旧ツイッター）やインスタグラムの発信に力を入れています。

ブランディング活動としては、コロナ禍で休止していた小学校の社会科見学の受入れを再開したほか、テレビ、映画撮影等の協力も行いました。

続いて、文化会館たづくり事業、（１）美術振興事業です。

上半期は、上田優紀写真展、マチトリドリ～調布を描くイラスト展～の２本を実施しました。上田優紀展では、上田氏がエベレストに登頂するまでの道のりを、命の危険と隣り合わせで撮影した壮大な自然の美しい写真展でした。

マチトリドリは、調布にゆかりのある作家３人による合同展で、それぞれが調布をテーマに、まち、自然、人々を描いた作品を通じて、観客は調布のまちの魅力に改めて気づくことができました。

９階リトルギャラリーでは、江川早紀絵画展～美しいと思う風景を描く～、木本康太郎陶芸展、矢崎達則作品展～ようこそ、ぼくの星座の世界へ～の３事業を実施しました。矢崎氏は市内の福祉作業所に通いながら創作活動をしているアーティストで、調布市パラアート展との連携企画として実施しました。

続いて芸術振興事業、音楽事業です。

小さな小さな音楽会は、コロナ禍と天井工事の影響で、たづくりエントランスステージでの開催は４年ぶりでした。

演劇舞踊古典事業では、子どもも大人も参加できる落語と太神楽のワークショップ「大衆芸能で御座い！」を実施しました。落語コースは、最終日にたづくり大会議場で発表会を行い、一人ひとりが練習の成果を披露しました。

芸術文化学習事業のちょうふ市民カレッジは、前期及び夏休みの子ども向け講座も含め、１７講座開講しました。

たづくりの施設管理運営については、後ほど御一読ください。

続いて、グリーンホールの指定管理事業です。

芸術振興事業、音楽事業では、１２月にグリーンホール大ホールで行うフレッシュ名曲コンサートのキャンペーンコンサートをせんがわ劇場で実施しました。小学生の頃から数々のコンクールで優勝し、現在、桐朋学園大学に在籍する中野りなさんの演奏を間近で聴ける機会ということでチケットは早々に完売、１２月のコンサートへの期待も高まっています。

共催等事業では、協定事業として桐朋学園大学のオーケストラによるグリーンホール定期のほか、バッハ・コレギウム・ジャパンの公開リハーサルを２回実施しました。

提携事業では、ポップス、落語、バレエやオーケストラコンサートなど7本を実施し、いずれも券売は好調でした。

調布シネサロンでは、「オーケストラ!」「アンコール!!」の2本は調布国際音楽祭に関連して音楽をテーマにした作品、「鑑定士と顔のない依頼人」はちょうふ市民カレッジに関連した作品を選定しています。

グリーンホールの施設管理運営については、後ほど御一読ください。

続いて、せんがわ劇場指定管理事業です。

まず、音楽事業についてです。サンデー・マティネ・コンサートは4本実施し、ほぼ満席に近い状態でした。

高橋多佳子プロデュース第12回せんがわピアノオーディションは、2日にわたり、予選、本選を実施しました。入賞者のうち最優秀賞の下山理子さん、田代優奈さん、優秀賞の石井来実さん、八部陽菜さんは、2月に開催する受賞公演に出演します。

音楽アウトリーチ事業は、緑ヶ丘小学校の4年生、5年生を対象に、東京混声合唱団のメンバーが歌唱と合唱の指導を行いました。

あなたのための音楽会では、五十嵐薫子さんのピアノリサイタルが行われ、109人の来場がありました。

演劇事業では、第13回演劇コンクールと、昨年行った第12回のグランプリ及びオーディエンス賞を獲得した団体の受賞公演を行いました。

演劇コンクールは24組のエントリーがあり、2回の審査を経て決定したグランプリとオーディエンス賞の2団体は、来年5月から6月の時期に受賞公演を行います。

演劇アウトリーチ事業は、学校や児童福祉施設など幅広く出向き、ふだん劇場の公演を見る機会の少ない層に向けて舞台芸術鑑賞の機会を提供しています。第七中学校の不登校特例校分教室のはしうち教室のほか、今年度新たに加わった市内の小学4年生から6年生で、心理的な理由から不登校になっている児童が登校する適応指導教室「太陽の子」、母子生活支援施設「皐月」があります。DELメンバーがアウトリーチの講師として、演劇の技法を駆使し、せんがわ劇場から文化芸術を発信する事業として実施しています。

夏休み子ども表現ワークショップは20人の参加がありました。内容は自分たちで脚本を書いてみるというもので、最終日には保護者の前で全員が発表しました。

続いて第8回市民参加演劇公演「人魚姫裁判」です。10月の本公演に先立って、おためしワークショップを行い、本公演への興味を喚起しました。出演が決まったメンバーを対象に、キャスティングワークショップを皮切りに稽古を進めました。

以上、せんがわ劇場の音楽事業、演劇事業は全て令和5年度文化庁文化芸術振興費補助金採択事業として実施しています。

せんがわ劇場の施設管理運営については、後ほど御一読ください。

森財政担当係長

続いて、令和5年度第2・四半期の収支状況について説明します。

まず、事業活動の収入の部です。今期の収入済額は7億5,247万5,147円、執行率は50.18%です。

事業活動支出の部です。今期の支出済額は6億7,657万5,274円、執行率は45.11%です。

今期の事業活動収支差額は7,589万9,873円となりました。投資活動収支及び財務活動収支を加えた当期収支差額は7,569万373円となりました。

収入支出について上半期に当たりますので、執行率50%から開きのあるものについて、主な要因を説明します。

収入については、芸術振興事業収入、助成金支援金収入及び寄附金収入が執行率50%から上がっています。6月及び7月に行われた調布国際音楽祭の影響によるものです。

芸術振興事業収入は、調布国際音楽祭のチケット及び参加費の売上増加、協賛金の獲得により、全体で57.58%の執行率となりました。

助成金支援金収入は、調布国際音楽祭をはじめ、芸術文化振興基金、文化庁補助金等の採択を得たことにより、66.48%となりました。寄附金収入については、新規寄附者の獲得のために調布国際音楽祭での寄附つきチケットの販売や、インターネットで申込みができるシステムを構築したことにより、

160.84%と上がりました。

支出については、文化・コミュニティ事業費支出が執行率50%から下がっています。文化・コミュニティ事業費支出については、主に8月末に行われた調布よさこいにおいて、昨年の会場である南口駅前広場から会場を移した影響により、執行率が39.4%と少なくなりました。

そのほかの収入及び支出については、おおむね50%程度で推移しており、適切に執行しています。

なお、この内容については、11月15日に実施された第2・四半期会計監査において監事の承認をいただいています。

<質疑等要旨>

久保田（巧）評議員

執行率とは何を指しているのか説明してください。

森財務担当係長

予算に対してどのくらいお金を使っているかという率です。当初、予算を決めていますが、9月末までの執行率を提示しています。

収入については執行率が多いほうが良い、支出については少ないほうが良いということになります。

久保田（巧）評議員

1年分の予算の中で半年分にあたるので、半分でちょうど良いということですね。

森財務担当係長

はい。

八角議長

音楽祭の関係で今説明いただいたテーマ、「One Melody for All」を私も見せていただいて、ホワイトハンドコーラスのお子さんによる手歌などは共生社会のメッセージとして大変素晴らしかったです。過去最多の入場の中で、出演者とか市民ボランティアも過去最多とのことでした。今後ますます期待の高まる音楽祭であり、こういった事業の規模が大きくなればなるほど期待が高まってきます。事業を遂行する上で課題や苦労が色々ありますが、今後に向けて何かお考えあれば教えてください。

藤堂芸術振興事業課長

音楽祭については、参加者数も出演者・ボランティア数もそうですし、協賛企業や寄附なども過去最高となっています。提供している質の高いクラシック音楽や次世代の育成に共感してくださるお客様、協賛企業、協力してくださる色々な方がいます。

規模が大きくなるということは、企画内容だけでなく体制と予算がバランス良く、一緒に大きくならないとなかなか難しいところもありますが、おかげさまで、支援の輪がだんだん広がっており、予算的にも体制的にも応援して下さる方が増えています。

今、来年に向けて、実はここにいらっしゃる角川大映スタジオ様、アフラック生命保険株式会社様、桐朋学園大学様もそうですが、音楽祭をぜひ一緒にやりたいというお声をいただいて、皆さんの思いも一緒にどういう形にしていくかというお話をしているところです。

質の良い音楽だけではなくて、このまちの色々な企業やボランティアさん、市民の方もそうですが、色々な思いを音楽祭に乗せて、音楽祭と一緒にこういうことをやっていきたいという考えをすり合わせて、なおかつ財団や市が目指している共生社会や国際交流の取組も併せて行うにはどんな形が良いかということが、この先、求められています。

私たちからもそれぞれの担当の方に色々提案していますので、ぜひ一緒に新しい価値とといいますか、ここでしかできないものを生み出すことにご協力いただければと思います。

八角議長

今聞いていて、本当に苦労しながら、毎年テーマの下に工夫しながら、良い音楽祭をしていることが感じられました。今、藤堂課長が言ったように、財団、あるいは市だけではできない、ここに来ている関係者の皆さんの協力があってこそ、毎年この事業がより良い、充実のものにつながっていきますので、また来年度以降も、調布ならではの国際音楽祭事業ができるように、市としても一緒になって考えたいので、引き続きよろしく申し上げます。

オ 【報告事項】令和6年度事業計画案について

## カ 【報告事項】令和6年度収支予算案について

議長より、「報告事項オ、カについて関連性があることから、一括して報告を受けたい」との提案があり、全会了承のもと、事務局より報告を行った。

<説明>

藤堂芸術振興事業課長

令和6年度は、財団基本計画の後期の1年目となることから、財団の基本理念や各施設のミッション、ビジョン、事業内容の見直しを行いました。

事業運営では、国際交流事業の継承、せんがわ劇場の次期指定管理を見据えるとともに、各種事業で共生社会の充実やその重要性を発信する取組を計画しています。

各事業内容について、特徴的な取組を中心に説明します。

映像文化・メディア芸術事業においては、調布メディアアートラボにおいて、展示室での「P o n b o k s 展」と連動したワークショップやトークイベントを実施し、より多くの市民に向けて、メディアアートに親しむ機会を提供します。

また、7回目となる映画のまち調布 シネマフェスティバルの一層の充実を図るほか、調布シネサロンでは、調布国際音楽祭やちょうふ市民カレッジなどに関連した作品を上映し、財団事業の相乗効果を高めます。誰もが映画鑑賞を楽しめるよう、上映事業全体を通じて日本語字幕つき上映や保育サービスを実施します。

続いて、美術進行事業では、遊びながらメディアアートに親しめる体験型展示アーティスト、P o n b o k s による作品展を実施し、作品制作の技術面などを紹介します。

「クリエイティブリユースでアート！」では、ウクライナのアーティストと共に、市内の事業所などから出る廃材で作ったピンホールカメラの作品を展示するほか、学校や福祉作業所などに「フィルム缶でアート！」体験キットを貸し出します。また、障害の有無に関わらず展示を楽しむことができるよう、鑑賞サポートや展示室以外からも参加できるプログラムを展開します。



生涯学習事業では、ちょうふ市民カレッジで地域の特色を生かした講座や財団のほかの事業と連携した講座を企画します。連続講座は、気軽に参加しやすいよう回数を見直し、若年層の獲得に向けた割引制度の検討を進めます。

文化祭事業では、第69回調布市民文化祭を実施し、文化プラットフォームの形成を促進します。

地域コミュニティ活性化事業では、調布よさこいの実施や市民の自主的活動への支援のほか、調布市パラアート展と協力して、誰もが参加できる創造・活動の場をつくります。多彩な人材・団体との連携と協働を深め、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

活動支援事業では、市民の自主的な活動を支え、活動の実情やニーズを共有することで連携して解決に取り組み、文化芸術振興事業に係る市民との連携事業では、ちょうふアートサポーターズの活動を推進し、市民が主体的に活動し、誰もが活躍できる社会づくりに取り組みます。

また、調布市パラアート展との連携をはじめ、福祉・障害者団体や民間企業と連携し、誰もが参加できる創造・活動の場づくりや、市民による芸術文化活動を支援します。

続いて、芸術振興事業では、せんがわ劇場での演劇事業の芸術性、創造性を高めるため、演出家の小笠原響氏を芸術監督に迎え、従来より幅広い層に向けた演劇公演を制作するとともに、次世代の実演家の育成や地域の文化芸術活動の活性化に取り組みます。

音楽事業では、客層の拡大と地域の文化活動との連携を目指して、中学校や高校の部活動で盛んな吹奏楽を取り上げ、公演と併せて小・中学校へのアウトリーチや吹奏楽クリニック、様々な鑑賞サポートを実施します。

また、誰もが文化芸術に親しめるよう、調布市全域からアクセスの良いグリーンホールで無料のホール体験事業を実施し、共生社会の充実に向けた取組としては、東京芸術劇場と連携したインクルーシブダンス連続ワークショップを実施します。

12回目となる調布国際音楽祭では、多言語対応や海外からの学生の受け入れを進めるほか、調布市ならではの会場でのプログラムを拡充し、市民の愛着を深めます。

演劇事業では、外国人や未就学児も含めて、言葉の理解に関わらず楽しめる取組を行います。また、次世代を担う実演家を育成するために、せんがわ劇場のDELの活動の充実化と、地域の大学や専門家と連携した取組を推進します。

国際交流事業では、調布市国際交流協会の事業を引き継ぎ、日本語学習支援交流事業、外国人の生活支援、多文化共生事業に取り組みます。特に、日本に在住する外国人に情報を伝えるのに有効なやさしい日本語の普及啓発に取り組み、財団報やホームページで積極的に活用していきます。また、日本語の学習ニーズの増加に備え、これまでの調布市国際交流協会における支援で、中・上級の日本語学習能力を備えた方々に向けた卒業クラスの創設を検討します。

広報・宣伝活動では、ホームページの利便性の向上を図るとともに、紙面作成では、内容の分かりやすさに比重を置き、やさしい日本語やカラーバリアフリーの考え方を取り入れます。また、財団報の市外折り込みやSNS広告により、対象を明確にした宣伝を行います。

会員制度「ちょうふアートプラス」は、会員数増加と満足度向上に取り組み、市外有料会員の継続による収支面での安定化を図ります。

文化芸術に関する情報プラットフォーム形成に向けて、文化施設、文化団体、大学などとの教育機関と連携しながら調査検討を進めるほか、調布フィルムコミッションの推進のため、映画、ドラマなどの撮影支援を積極的に行います。

続いて、施設管理運営では、引き続き利用者の声の反映とバリアフリーの推進、省エネルギー化、建物全体の長寿命化を図ります。また、調布市との基本協定に基づき、地震、風水害など様々な災害を想定した訓練を行います。

人材育成では、引き続き人事評価制度の適切な運用に努め、各種研修により、組織力、人材力を強化します。

最後に、業務のデジタル化では、多様な働き方と効率的な事務遂行のため、ペーパーレス化、オンライン化の推進、電子決済、電子契約の安定的な運用を目指します。リモートワークは定常的に活用する一方、対面業務も重視し、バランスをとりながら推進します。

森財務担当係長

続いて令和6年度収支予算案について説明します。

和6年度予算総額は15億8,082万3,000円。令和5年度予算総額と比較して8,111万8,000円の増、約5.1%の増です。

財団の収入予算は、調布市からの拠出金であるたづくり、グリーンホール、せんがわ劇場の指定管理料、市補助金及び助成金やチケット収入などの自主財源で構成されています。

調布市への予算要望は、指定管理料と市補助金の獲得のための内容となりました。財団予算は、収入と支出の比率を考慮して作成しており、収支差額は前年度より増加しているものが予算増額分です。

令和6年度の予算総額は、前年度比約5.1%増となりまして、市拠出金額は前年度比約6%増で要望しています。

市補助金は、前年度予算比約3,021万円の増、指定管理量は前年度予算比約4,462万8,000円の増、指定管理量の内訳は、たづくりが約2,953万5,000円の増、グリーンホール約926万4,000円の増、せんがわ劇場約583万円の増です。

増減理由について説明します。助成金、寄附金のさらなる獲得による自主財源の獲得や、施設管理においてもLED化をはじめとした省エネルギー化など、ランニングコストの縮減に来年度も努めます。今回、国際交流協会の事業継承に伴う増に加え、光熱水費や業務委託先の人件費の高騰により、予算の増額を調布市に要望しています。

具体的には、補助金の増加は、主に国際交流事業が加わることによる事業費及び人件費の増加によるものです。また、たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場の指定管理運営事業費の増額は、主に光熱水道費の価格上昇と委託に係る人件費の高騰によるものです。

<質疑等要旨>

久保田（哲）評議委員

5年度の収支を含めたところで報告がありましたが、ちょうど10年間の振り返りで、今回の6年度の事業計画も含めて1つ申し上げます。

調布駅の構内では、皆さん御覧のとおりゲゲゲ忌が素晴らしい展開をしています。東映アニメーションさんをはじめ、イオンシネマシアタス調布さん、それ

と市の皆さん方の多大なる協力で、市民の皆様方も必ず目にするような展開が今繰り広げられているのは御存じのとおりです。

今、角川大映スタジオでシネマフェスティバルの手伝いを主にしています。また、鉄道敷地公園の開発にも関わっていて、映画ゾーンの開発を緑と公園課の皆さんや、もちろん産業振興課の皆さんとも展開しています。

そういう展開がある中で、今、シネマフェスティバルで、ワークショップ、高校生フィルムコンテストなど、調布市内外で若い子たちが映画とか映像に対して興味を持ってもらえるような企画も実施しています。今、稲田百音さんと美柚さんという姉妹が、高校生フィルムコンテストにも出品していますし、市が産業振興で企画していたワークショップにも参加していました。これが今、ぴあフィルムフェスティバルに出品するぐらいの監督になっていることと、彼女たちが在京キー局に就職することになっていたり、しかもそれが演出で入っていたりもします。今後、調布に関わった人たちが日本中のドラマや映画で活躍し始めていく状況です。

このような動きを市民の皆さん方に宣伝すること、市民のみんなが参加すること。私に関わっているのは映像ですが、そういう流れがある中で、広報、宣伝の部分が単体のイベントごとにはされませんが……。

我々としても音楽祭に色々と協力できないかという提案をしています。社長もぜひ取り組むようにと言っていますから、シネフェスのみならず、音楽祭もやらせていただきます。アフラックさんもずっと協賛で多大なる協力をしていますが、市内の企業なども年間を通したイベントに力を貸していく、また、それに市民が参加していく。市民が参加したことによって、作品なりが出てきて、またそれを見てもらう。そういう良い循環ができるということはすごく大事です。

「耳をすませば」は、実は1万5,000席を完売するというとてもすばらしい成績を2月に達成しましたが、残念ながら市外の方が多い状況です。コアなファンはたくさん来るのですが、市民の方々が集まるのかということは疑問でした。

ですので、市民の皆さん方に対する宣伝を、市の広報、財団の広報、あるいは我々が協力するところのテーマと持って取り組むです。広報宣伝の部分で財

団報、市報、色々展開してきましたが、そこがどうしても弱い。それを何とか改善する方向性をこの6年度に落とし込みができたなら良いなということで、一言申し上げました。

八角議長

良い事業をやっても、届かなければなかなか難しい。これは我々行政も同じで、せっかく良いことをやっているのをどう広めていくのか。それを見てもらって、また調布に来てもらう。その好循環をどう生み出すのかということは、民間の皆さんのアイデアを踏まえながら効果的に取り組んでいくことができるよう、また色々多面的に意見交換したいです。貴重な御意見ありがとうございました。

#### キ 【報告事項】令和5年度利用者懇談会開催結果について

<説明>

白勢企画課企画経営係長

利用者懇談会は、年に2回開催しています。配布した資料は、7月の土曜午前に行いました第1回の発言要旨です。たづくりの施設に関する意見、要望を多くいただき、担当者から回答しました。グリーンホールの建て替えに関する意見については、その場で調布市から回答しました。

#### ク 【報告事項】理事会の開催結果について

<説明>

白勢企画課企画経営係長

5月に行われた評議員会以降に開催された理事会の開催結果について説明します。令和5年度第3回臨時理事会は、5月12日金曜日、決議の省略、書面評決により開催しました。審議事項は3件、理事の選定に関する件で、いずれも可決しました。

令和5年度第4回臨時理事会は、10月5日木曜日、たづくり9階研修室で開催しました。協議事項が5件、財団基本計画の見直し骨子の件、調布市せんがわ劇場次期指定管理者選定の件、令和6年度事業計画案、令和6年度収支予算案の件、公益変更認定申請の件でした。報告事項は1件、国際交流事業の事業継承に向けた取

組の件でした。協議事項にあったせんがわ劇場次期指定管理者選定については、令和5年度から5年間の指定管理期間が今年度で第1期満了となり、第2期の指定管理者候補者の選定審査が令和5年10月18日水曜と10月30日月曜日の2回に分けて行われました。選定審査の結果、財団が指定管理者として適正であると認められました。次期指定管理期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日の5年間です。

なお、選定審査結果は、委員会翌日の10月31日付で調布市の庁議で報告され、12月議会での承認を経て調布市との協定締結を行う運びとなります。

令和5年度第5回臨時理事会は、11月24日金曜日、たづくり9階研修室で開催されました。審議事項は、令和5年度臨時評議員会招集の件、令和6年度事業計画案の件、令和6年度収支予算案の件、国際交流事業の事業継承に係る確認書の件、評議員会に提出する定款変更案の件、事業継承に伴う変更認定申請の件の以上6件、協議事項は1件、報告事項は9件でした。

#### ケ 【報告事項】 ファンドレイジング進捗状況について

<説明>

森財務担当係長

令和5年度ファンドレイジング・資金調達の進捗状況について説明します。

令和5年9月30日時点で確定している助成金は7件です。文化庁等の公的機関による助成金を約760万円獲得しているほか、調布国際音楽祭では、民間の助成事業等を積極的に活用し125万円を獲得できました。

寄附金は、個人、団体を合わせて約117万円の寄附を受けており、公益目的の事業に充当します。

協賛金は、今期は前年度比約80万円増の328万円を受けました。

#### コ 【報告事項】 規程等改正について

<説明>

白勢企画課企画経営係長

4月1日に施行した新規1件、廃止2件は、国及び調布市の個人情報保護に関する法改正に伴い、当財団の個人情報に関する規程を整備することとなり、現行の規程を廃止し、個人情報の適正な取扱いに関する規程を制定しました。

一部改正は2件です。

1件目は、職員給与規程の改正です。勤勉手当の支給基礎額から扶養手当を除外する調布市の算定方法の変更に伴い、改正しました。

2件目は、臨時職員規程の改正です。東京都の最低賃金引上げに伴い、臨時職員の時間給及び日額を改正しました。

#### (4) その他

事務局より、今後の日程等の確認を行った。

以上をもって、議案の協議等を終了したので、午後4時20分に議長は閉会を宣言し、本会の全てを終了した。